「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現に向けた提案・要望

分野別提案 · 要望

分野5

豊かな環境をつくる分野

■環境に優しい社会づくり

【警察庁、総務省、農林水産省、林野庁、経済産業省 資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

県担当課:温暖化対策課、エネルギー環境課

資源循環推進課、下水道事業課

本県では、太陽光発電などの再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用などにより、エネルギーの地産地消を目指す取組を推進している。

エネルギーのベストミックスを構築し温室効果ガスの削減を進めていくためには、太陽光発電などの環境負荷の少ない再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及を拡大していくことが求められている。

1 水素エネルギーの普及拡大

【総務省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

◆提案·要望

水素社会の実現に向け、平成29年12月に決定された水素基本戦略に基づき、各分野の取組を強力に進めること。

インフラ整備や技術開発に対する財政支援を更に拡充するとともに、水素の利用拡大に向けた自治体の取組を積極的に支援すること。

[具体的内容]

[燃料電池自動車等の普及推進]

- ・ 燃料電池自動車及び燃料電池バスの購入に対する財政支援を継続・拡大すること。
- ・ 特に、燃料電池バス導入への補助について、平成29年度から30年度にかけて3分の1としている補助 割合を、平成31年度当初予算から2分の1に戻すこと。
- ・ 燃料電池バスに充填できる水素ステーションの設置に対する財政支援を継続・拡大するとともに、 既存の水素ステーションにおけるバス対応に伴う設備改修等についても支援を行うこと。
- ・ 燃料電池自動車や水素ステーションに係る規制緩和を、水素基本戦略や水素・燃料電池戦略ロード マップの方針に沿って着実に実施すること。

[水素の利用拡大に向けた取組]

- ・ 家庭用燃料電池(エネファーム)や業務・産業用燃料電池などの水素製造・貯蔵・供給・利活用設備の更なる普及拡大に向けて、当該設備を率先して設置する自治体及び民間事業者に対する財政支援を拡充すること。また、設置コスト低減のために、発電効率の高い次世代燃料電池や水素の製造・貯蔵・輸送等に係る技術開発に対する財政支援を行うこと。
- ・ 下水汚泥等を活用した水素製造・供給に向けた事業化検討を実施したが、今日の需要や技術開発等の状況では事業としての採算性の確保が難しい結果となった。このため、今般下水道事業等に公営企業会計の適用が要請されていることも踏まえ、水素の利用拡大といった行政的な課題に公営企業として取り組めるようにするためには、効率的なシステム開発と同時に事業に係る経費についても地方公営企業に対する繰出金を充実するなど必要な財源の確保策を講ずること。

また、CO2フリー水素の固定価格買取制度の実施、使用割合の義務化などを検討すること。

◆現状・課題

- ・ 水素社会の実現に向けて、水素ステーションの整備と燃料電池自動車の普及を加速しなければならない。
- ・ 本県では、2020年までに燃料電池自動車を6,000台、水素ステーションを17基整備するという目標 を定め取り組んでいるが、コスト、技術開発などの制約から普及が進んでいない。
- ・ 水素社会を実現するためには、水素の製造、貯蔵、輸送などの技術開発を進めるとともに社会の様々な分野で活用するためのインフラを整備していく必要がある。

[燃料電池自動車等の普及推進]

- ・ 燃料電池自動車及び燃料電池バスは、メーカーの生産能力が低く車種も限定的で、かつ、価格が高いこともあり、未だ広く普及していない。特に、燃料電池バスは東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における移動手段として期待されるが、メーカーの生産能力が限られており導入コストも高い。
- ・ 水素ステーション整備においては、導入や運営に要するコストが大きく、新規立地件数が伸び悩んでいる。また、既存の水素ステーションについては、燃料電池バスに対応するため改造等の整備も必要となる。

[水素の利用拡大に向けた取組]

- ・ エネファームや業務・産業用燃料電池など水素の製造・貯蔵・供給・利活用設備は、導入や維持管理に要するコストが未だ大きく、普及が進んでいない。
- ・ 下水道資源の有効活用の一環として、下水汚泥由来のバイオガスから水素製造・供給が可能だが、水素は価格が不安定であることに加え、建設・維持管理コストが高額であるために、各種補助金等を活用しても事業としての採算が成り立たない。また、製造設備を需要量に応じて整備することが難しいなどの課題がある。
- ・ 事業化に向けては、バイオガス由来のCO2フリー水素価格の安定化に加え、建設・維持管理費用の 低コスト化及びこのような行政的課題に対応するための財政措置が必要である。

◆参考



2 分散型エネルギー社会の構築

【総務省、農林水産省、林野庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

◆提案·要望

低炭素で災害に強い自立分散型のエネルギー社会を構築するため、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの普及を強力に進めること。

再生可能エネルギーに関する技術開発を促進し、性能の向上や価格の低減などを一層進めること。

地方公共団体が再生可能エネルギーを地域活性化の資源として活用する取組を支援すること。 一部地域で実施されている電力系統連系への制約を解消すること。

[具体的内容]

- ・ 再生可能エネルギー活用設備・コージェネレーションシステムの導入及び運用費用を低減するため、 設備・システムを導入する中小規模事業者を含む民間事業者に対する財政支援を一層拡充すること。
- ・ 再生可能エネルギー活用設備の普及拡大を進めるため、技術開発などを通じて、性能向上や導入価格の低減を促進すること。
- ・ 再生可能エネルギー発電設備の普及拡大のため、系統空容量が不足する地域の系統設備の早期整備・ 増強を図ること。
- ・ 変換効率が高い太陽熱の利用について、技術のPR及び導入にあたっての財政支援を行うこと。
- ・ 地中熱の利用について、地下水や地盤環境、生態系に影響を与える可能性があるため、最適な地中 熱利用のあり方の研究を進めること。
- ・ 再生可能エネルギーの導入を契機として、地域に新しい産業活動が生まれ、地域経済が活性化することから、再生可能エネルギーを活用した地域活性化施策に関する支援を継続・強化すること。
- ・ 下水汚泥や廃棄物等を活用したバイオマス発電を普及・拡大していくため、技術開発・事業化のための実証試験に対する財政支援を継続するとともに、施設建設に対する必要な財源を確保すること。

- ・ 平成27年7月16日に決定した「長期エネルギー需給見通し」では、2030年度の電源構成として再生 可能エネルギーの割合を22~24%、コージェネレーションシステムの割合を11%程度が目標とされた。
- ・ エネルギーのベストミックスを構築し温室効果ガスの削減を進めていくためには、再生可能エネル ギーやコージェネレーションシステムの普及拡大を強力に進めていくことが必要である。
- ・ また、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムの普及により構築される分散型エネルギー社会は、災害時のエネルギー供給のリスクを低減するとともに、再生可能エネルギーは地域活性 化の資源になるというメリットもある。
- ・ 以上のことからも、分散型エネルギー社会は、低炭素で高効率、災害にも強く、エネルギーの地産 地消にもつながるものとして期待されているが、それらの設備導入に要する費用や運用費用がかかる という課題がある。
- ・ また、平成30年2月時点で、秩父地域と八潮市等県南東部の一部地域の系統に空容量がないため、 再生可能エネルギーの系統連系が原則不可能という状況である。

3 住宅やまちづくりの低炭素化に向けた総合的な支援の拡充

【経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

家庭部門における温室効果ガス排出量の削減対策を強化すること。 住宅の低炭素化に向けた支援施策を一層拡充すること。

[具体的内容]

- 新築住宅における一般工務店を含むZEH建築の更なる支援策を講じること。
- 既築住宅の断熱化及び省エネ設備導入に向けた更なる支援策を講じること。
- ・ 低炭素認定住宅への税制上の支援制度の対象に既築住宅を加えること。
- ・ 太陽熱利用設備に対する助成を拡充するとともに、地中熱利用設備に対する助成など新たな支援策 を講じること。

- ・ 政府は「地球温暖化対策計画」を踏まえ、家庭部門における温室効果ガス排出量の削減に一層取り 組む必要がある。
- ・ 政府は2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEH(ゼロエネルギーハウス)の実現を目指すことを掲げている。
- ・ しかし、国が平成28年度に実施したZEH支援事業の補助申請状況はハウスメーカーが78.9%、一般工務店が21.1%と、ハウスメーカーに対する一般工務店の補助申請件数が少ない。
- ・ このため、本県では県内の新築住宅の過半数を供給している一般工務店のZEH建築の支援策を講じている。
- ・ さらに、認定低炭素住宅への税制上の支援制度が、新築住宅のみを対象としているなど、既築住宅 の断熱化及び省エネ設備導入に向けた支援策が十分でない。
- ・ また、再生可能エネルギーのうち、太陽光発電設備の導入は本格普及段階に入ったが、太陽熱や地中熱利用設備の住宅への導入も進める必要がある。

4 次世代自動車等の普及に向けた推進

【警察庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

◆提案·要望

次世代自動車の普及推進のため規制緩和を進めること。次世代自動車への補助制度を継続・拡大すること。

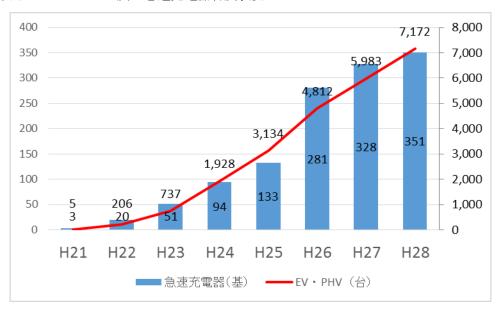
[具体的内容]

- ・ 同一敷地内における複数の電気需給契約に関する電気事業法特別措置の適用範囲を急速充電器のみではなく普通充電器へも拡大すること。
- ・ 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の購入及び充電インフラ整備のための補助制度を継続・拡大すること。
- 燃料電池自動車の購入のための補助制度を継続・拡大すること。

◆現状・課題

- ・ 本県の二酸化炭素排出量の約4分の1が運輸部門からの排出であることから、二酸化炭素の排出が 少ない次世代自動車の普及が必要である。
- ・ 国は平成 27 年 7 月 17 日に開催された第 30 回地球温暖化対策推進本部にて、温室効果ガスの削減 目標として、2030 年度に 2013 年度比 26.0%減 (2005 年度比 25.4%減) とすることを決定したとこ ろである。
- ・ また、平成28年5月13日に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2030年までに新車販売に占 める次世代自動車の割合を5割~7割にすることを目指すとしている。
- ・ 究極のエコカーと期待される燃料電池自動車が、平成26年12月14日に初めて市場投入されたが、 インフラ網への不安や高額な車両価格等の理由から普及が進んでいない。

○埼玉県内のEV・PHV及び急速充電器普及状況



5 再生可能エネルギーの普及拡大

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

◆提案·要望

住宅用太陽光発電のより一層の普及拡大を進めること。 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、過度な負担とならないよう努めること。

[具体的内容]

- ・ 住宅用太陽光発電 (10 k W未満) については出力制御の対象外とし、災害時に備えた自立分散型の 電源システムの導入促進に努めること。
- ・ 国民負担を抑制しつつ、再生可能エネルギー発電促進賦課金と買取価格のバランスを考慮して負担 金額の抑制に努めること。
- ・ 再生可能エネルギーや固定買取価格制度に対する住民の不安が払拭されるよう、分かりやすく正確 な情報を発信すること。
- ・ 太陽光発電などの再生可能エネルギーや住宅用蓄電の普及・拡大を進めるため、技術開発や量産化 への誘導などによりコスト削減を促進すること。

◆現状・課題

- ・ 平成 26 年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画を踏まえ、平成 27 年7月に決定された「長期 エネルギー需給見通し」では、2030 年までに発電量に占める再生可能エネルギーが電源構成の 22~ 24%程度を占めると示された。
- ・ 平成27年1月に、太陽光発電設備等へのきめ細かな出力制御システムの導入や、太陽光発電に適用される調達価格の決定時期の変更など、固定価格買取制度の運用見直しを行った。
- ・ それにより、一部地域の住宅用太陽光発電(10kW未満)については、出力制御を行わざるを得ない事態が生じた場合、自家消費分を超えて発電される余剰部分が出力制御の対象となった。(当面、東京電力管内では50kW未満の太陽光発電設備は対象外)
- ・ 電力需要家が負担する再生可能エネルギー発電促進賦課金は年々増加し、平成29年度は前年度の約1.2倍となった。
- ・ また、住宅用太陽光発電設備の設置数の増加ペースは鈍化している。

○住宅用太陽光発電設備設置数の推移



6 大規模太陽光発電設備の適正な設置

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

◆提案・要望

再生可能エネルギー固定価格買取制度(以下「FIT」という。)認定の事業計画の審査においては、国で定める事業計画策定ガイドラインに沿って審査を厳格に行うこと。

地域住民への配慮や、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全を考慮した土地開発について、同ガイドラインに従って適切に事業を行うよう事業者を指導すること。

[具体的内容]

- ・ 太陽光発電の適正導入を図るため、FIT認定時の事業計画の審査については事業計画策定ガイド ラインに沿って厳格に審査すること。
- ・ 適切な事業実施の確保等を図るため、事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うよう、 事業者を指導すること。

◆現状・課題

- ・ FITが「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (FIT法)」に 基づいて創設されて以来、我が国の再生可能エネルギーの導入は着実に進んでおり、中でも太陽光発 電を中心に導入が拡大している。
- ・ しかし、制度創設により新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、様々な問題が顕在化している。
- ・ そこで、平成28年6月、FIT法を改正し、適切な事業実施の確保等を図るため、再生可能エネル ギー発電事業計画を認定する新たな認定制度が創設された。
- ・ 新たな認定制度では、自治体の指導要綱等を含む関係法令の遵守や、地域住民への配慮、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全を考慮した土地開発等について定めた事業計画策定ガイドラインに従って事業を行うことが求められている。

7 地球温暖化対策計画に基づく対策の強化

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

◆提案·要望

地方の温暖化対策の取組を加速させるため、地球温暖化対策計画に基づく実効性のある対策を強力に実施すること。

平成28年4月から実施されている電力小売全面自由化に適切に対応するため、地方公共団体の区域内における電力事業者別の電気使用量を容易に把握できる仕組みを構築すること。

[具体的内容]

- ・ 計画に基づいた実効性のある対策を打ち出すとともに、温暖化対策を実施する自治体や事業者の取組を強力に支援すること。
- ・ 地方公共団体が区域内における電気事業者別の電気使用量を把握できる統計データを作成し、公表すること。

◆現状・課題

- ・ 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) で採択され、2016年11月に発効したパリ協定は、 世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球平均気温上昇を2℃より十分下方に保持すること を設定している。また、この長期目標を達成するために温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバラン スを今世紀後半に実現することを目指すとしている。
- ・ 政府の「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針」に基づき、平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、2030年度に2013年度比で26%削減する中期目標とともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指している。
- ・ 国は地球温暖化の流れに未だ歯止めがかかっていない現状を踏まえ、地球温暖化対策計画に基づき、 実効性のある対策を実施する必要がある。
- ・ また、地方における温暖化対策の推進に当たっては、温室効果ガス排出量の実態把握が必要となる。 そのためには区域内における電気使用量の把握が不可欠である。
- ・ 国は、電気事業者に対しては、電気関係報告規則に基づく定期報告(発受電月報)を求め、その内容を公表しているところであるが、区域内の電気使用量を把握できるものは公表されていない。

8 排出量取引制度等の早期導入

【経済産業省、環境省】

◆提案・要望

キャップ&トレード方式の排出量取引制度については、地方公共団体が既に実施している制度との整合性に配慮して制度設計を行い、早期導入を図ること。また、導入に当たっては、温室効果ガス削減の実効性の高い制度とすること。

[具体的内容]

- ・ 排出量取引制度の創設について法制化し、早期導入を図ること。
- ・ 導入に当たっては、既に実施している本県や東京都の制度に鑑み、キャップ&トレード方式の排出 量取引制度とすること。

- ・ 排出量取引制度については東京都が平成22年度から本県は平成23年度から開始している。
- 連携した取組により、産業・業務部門の二酸化炭素削減に高い効果をあげている。
- ・ 世界的にはすでに約40の国と20以上の地域で排出量取引制度が導入されており、2017年には中国が 全国的な排出量取引制度を開始した。
- ・ 地球温暖化対策は喫緊の課題であること、既に日本が世界の取組から遅れていることを認識し、速 やかに排出量取引制度を全国的に導入する必要がある。
- ・ 排出量取引制度を導入するに当たり、先行している東京都や本県の制度により削減を進めている事業者にとって、不利なものとならないよう配慮する必要がある。

9 ヒートアイランド対策の推進

【国土交通省、環境省】

◆提案・要望

地方公共団体や事業者による効果的な対策実施を促進するため、ヒートアイランド現象の原因や メカニズムの解明を行うとともに、広域的なヒートアイランド対策の実施に向けた体制整備を行う こと。

また、暑熱環境による人の健康への影響等を軽減する対策への支援制度を創設すること。

[具体的内容]

- 多方面で対応が求められるヒートアイランド対策の実施に向けて、省庁で連携した取組を行うこと。
- ・ ミスト噴霧装置や人工日除けの設置など、暑熱環境による人の健康への影響等を軽減する対策への 財政支援を創設すること。

- ・ ヒートアイランド現象の原因は、緑地・水面の減少、人工物・舗装面の増加等の地表面被覆の人工 化、都市への建築物の集積、人工排熱の増加など多くの要因が絡み合っており、効果的な対策の実施 のためには、原因やメカニズムの解明が不可欠である。
- ・ また、ヒートアイランド現象は都市化した地域に共通する課題であり、地方公共団体の区域を超え た広域的な対応が求められている。
- ・ 本県においては、50年前と比べ、熱帯夜の年間日数が2.2日から14.2日へ、猛暑日は3.4日から24.0 日へ増加するなど、ヒートアイランド現象の影響が現れている。
- 熱中症による救急搬送者数は、県内で年間3千人前後と高水準で推移している。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて日本の高温多湿な夏に不慣れな多くの外国人が訪れることとなり、ホスピタリティの観点からもヒートアイランド現象への対応は急務となっている。
- ・ 平成37年(2025年)には団塊の世代が後期高齢者となるなど、今後、高齢者の増加が急速に進む。 熱中症リスクの高い高齢者を守る観点からも対策が求められる。

■公害のない安全な地域環境の確保

【文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省、原子力規制庁】

県担当課: 環境政策課、大気環境課

水環境課、建築安全課

企業局総務課、下水道管理課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染に対する県民の不安は未だ十分に払拭されていない。また、空中を浮遊する微小粒子状物質 (PM2.5) による県民の健康への影響が懸念されている。

こうした課題に対して、県民が安全な地域環境を享受できるよう、効果的な対策を早期に講じる必要がある。

1 東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応

【文部科学省、資源エネルギー庁、環境省、原子力規制庁】

◆提案・要望

放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき除去した土壌について、安全性の確保を前提に適切な 処理が進むよう、国において処分基準を明確に定めること。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故により地方公共団体が被った放射線対策費については、事故がなければ生じることのなかった損害であることから、その範囲を幅広く捉え、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という)による賠償が確実に行われるよう国が責任を持って、東京電力を指導及び支援すること。

「具体的内容」

- ・ 除去土壌の仮保管状態を早急に解消するため、処分基準を定めるなど、国の責任において具体的な 手法を示すこと。
- ・ 国は、事故と相当程度の因果関係が認められる地方公共団体の損害について、東京電力による賠償 が確実に実施されるよう、東京電力を指導及び支援すること

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、依然として多くの住民が避難を余儀なくされている。 また、事故により生じた汚染された土壌等の処理や損害賠償などの課題も解決していない状況である。
- ・ 本県でも、放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域では、除染に伴い生じた 除去土壌を学校、公園等で仮保管している。また、それ以外の地域でも、国のガイドラインに基づき 同様の措置を実施している。しかし、除去土壌の処分の基準が定まっていないことから処分が進まず、 仮保管の期間も長期化しており、地域住民の安全・安心の確保のため、国による早期対応が求められ ている。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の汚染に対し、地方公共団体は空間放射線量・食品・飲料水等の測定、除染の実施、その他広報活動など地域の安心・安全の確保を目的に様々な対策を実施している。
- ・ こうした対策は事故がなければ必要のなかった業務であることから、県は、平成28年度分までの費用として東京電力に約70億5千万円の損害賠償請求を行い、平成30年3月末現在、約45億6千万円が納付されている。

【環境省】

◆提案・要望

光化学オキシダントについては根本的な改善には至っていないことから、原因物質の一つである 揮発性有機化合物(VOC)をより効果的に削減するため、詳細なVOC排出状況を正確に把握す るとともに、未改善の原因を究明し、新たな規制等も含め効果的な対策について早急に提示するこ と。

[具体的内容]

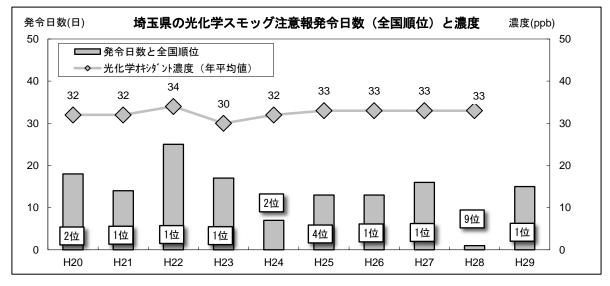
- ・ VOCの削減指導を更に効果的に推進するため、業種や物質ごとの詳細なVOC排出量を正確かつ 迅速に把握するとともに、光化学オキシダントの濃度上昇の原因を究明し、効果的な対策を提示する こと。
- ・ ベーパー回収装置の設置など、ガソリンベーパーに起因するVOC排出量を削減するための施策を 実施すること。

◆現状・課題

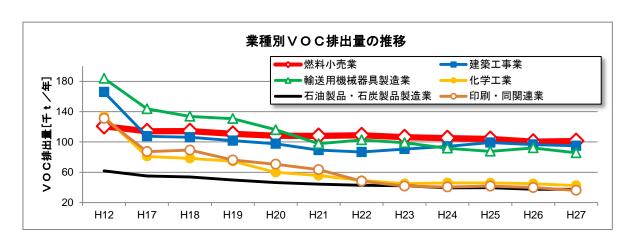
- ・ 光化学オキシダントの原因物質であるVOCと窒素酸化物の削減対策を講じているにもかかわらず、 全国的に環境基準達成率は低く、本県の環境基準達成率も長年0%である。また、本県の光化学スモッグ注意報発令日数は、全国でも上位である。また、ここ数年、光化学オキシダント濃度は横ばいとなっている。そのため、原因を究明し効果的な対策を実施する必要がある。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、本県も4会場で競技が開催されることから、 競技の円滑な実施のため、また選手及び運営関係者の健康影響を考慮し、開催期間中に光化学スモッ グ注意報が発令されないようにする必要がある。
- ・ 業種別VOC排出量が常に上位の燃料小売業については、排出量の削減が進んでいない。燃料小売業からのVOC排出量のうち多くを占めているのは、自動車への給油時に大気中に放出されるガソリンベーパーであり、ガソリンベーパーの大気放出量を抑制する必要がある。そのためには、ガソリンスタンドの給油機にベーパー回収装置を設置することが有効である。

◆参考

○埼玉県の光化学スモッグ注意報発令日数(全国順位)と濃度



○全国業種別VOC排出量の推移



3 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る取組の強化

【環境省】

◆提案・要望

PM2.5の原因物質の排出状況や大気中の生成機構を速やかに解明し、効果的な対策を策定すること。また、PM2.5自動測定機によって得られる1時間値の精度を確保すること。

[具体的内容]

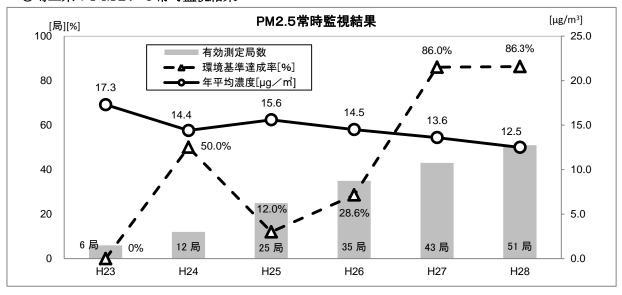
- ・ 発生源の排出インベントリ(排出目録)の整備やシミュレーションの実施などにより PM2.5の原 因物質の排出状況を把握するとともに、今後、環境基準を達成するため、効果的な対策を検討し、関 係者へ提示すること。
- ・ 注意喚起が必要な高濃度となる場合は、国内の発生源によるもののほかに、海外とくに中国から越 境してきたものによる濃度の上乗せが影響していることが考えられるため、高濃度の原因となってい る関係国に対し、早急に効果的な対策を実施するよう、引き続き要請すること。
- ・ PM2.5の健康影響に関する知見は十分とは言えないため、国として広く情報を収集し、速やかに 関係機関に提供すること。
- ・ PM2.5自動測定機の等価性評価では1時間値についても評価を行い、精度の確保に努めること。

◆現状・課題

- ・ PM2.5については、中国の大気汚染に端を発して大きな社会問題となっており、健康影響を心配する県民が多い。
- ・ 本県における PM 2.5 の環境基準達成率は、平成25年度は12.0%、26年度は28.6%、27年度は86.0%、28年度は86.3%と改善傾向にあるものの100%を達成できていない。
- ・ PM2.5について、原因物質の排出実態や大気中の生成機構が未解明で、国による対策も効果が不明であり、十分とは言えない。その結果、自治体は既存の施策を継続するなど、手探りの状態が続いている。
- ・ 自動測定機によって得られる1時間値には精度保証がなく、機種差や経年変化が大きい。そのため、 1時間値を根拠に注意喚起を行おうとしても、その信頼性を確保できない。

◆参考

○埼玉県のPM2. 5常時監視結果



4 大気汚染防止法に基づく石綿規制の強化

【環境省】

◆提案・要望

一般環境及び建築物の解体等工事の周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。

また、非飛散性の石綿含有建材がある建築物の解体等工事について、大気汚染防止法に基づく届出を義務付け、湿潤化の実施や手作業による取外し等の作業基準を設定すること。

さらに、大気汚染防止法に定める事前調査を行える者の資格と調査結果の保存について明確に規 定すること。

[具体的内容]

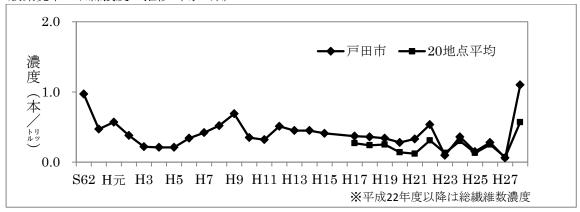
- ・ 一般環境及び建築物の解体等工事の周辺における石綿濃度の評価基準を設定すること。
- ・ 特定建築材料に非飛散性の石綿含有建材を含めること。併せて、非飛散性の石綿含有建材の解体等 工事に係る作業基準として湿潤化の実施や手作業による取外し等を規定すること。
- ・ 事前調査は、国土交通省が制度化した建築物石綿含有建材調査者等が行うこととし、発注者及び受 注者にその結果を保存させること。

◆現状・課題

- ・ 本県では、一般環境及び建築物の解体等工事の周辺で、大気中の石綿濃度を測定している。しかし、これらの評価基準が設定されていないため、どのレベルを目指せば良いのか、明確な判断ができない。 現在は、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設(※1)に適用される敷地境界基準(※2)や国のアスベスト大気濃度調査検討会の報告書(平成25年10月)の目安(※3)を参考にしている状況である。
 - ※1 特定粉じん発生施設:解綿用機械、紡織用機械、切断機等(石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。)
 - ※2 石綿の濃度10本/L
 - ※3 石綿繊維数濃度1本/L
- ・ 大気汚染防止法に規定する特定建築材料(※4)以外である非飛散性の石綿含有建材(成形板等)であっても、適切な方法によらなければ建築物の解体等工事に伴い石綿が飛散する。
 - こうした非飛散性の石綿含有建材については、大気汚染防止法に基づく届出の義務付け並びに湿潤 化の実施及び手作業による取外し等の作業基準がないため、実態の把握や不適切な作業への十分な指 導ができない。
 - ※4 特定建築材料:劣化、又は解体等工事によって石綿が飛散しやすい建材で、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材をいう。
- ・ 建築物に石綿が使われているかを判断するには高度な専門知識が必要であるにも関わらず、大気汚 染防止法では事前調査を行える者の資格を規定していない。不十分な事前調査による石綿飛散を防止 するには、建築物石綿含有建材調査者等の資格を持つ者が事前調査を行うべきである。

また、無届の工事において行政が石綿の有無を確認したい場合、事前調査の結果が重要な判断材料となるため、すべての事前調査の結果は確実に保存される必要がある。

○一般環境中の石綿濃度の推移(埼玉県)



5 フロン排出抑制法の周知徹底及びフロン類の適正管理の対策強化 【新規】

【経済産業省、環境省】

◆提案·要望

フロン排出抑制法の認知が進んでいないため、国が率先して周知に努めること。

また、第一種特定製品の廃棄時のフロン類漏えいの実態をより正確に把握できるよう、フロン排出抑制法等を改正すること。

さらに、フロン類の使用時漏えいを防ぐため、第一種特定製品の点検を支援すること。

[具体的内容]

- ・ 業界紙のみならず、新聞、テレビなど広く一般に広報できる媒体を活用しフロン排出抑制法(以下「法」という。)の周知を図ること。
- ・ 法第42条に規定する事前確認書の交付を徹底させるとともに、法の遵守状況を把握することができるようにするため、特定解体工事元請業者に対して事前確認書の写しの保存を義務付けること。

また、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年告示第13号)」第4の1にある点検及び整備に係る記録と法第45条第3項の引取証明書との整合を確認できるようにし、併せて第一種特定製品への初期充塡量と廃棄時のフロン類回収量との差を点検整備時の充塡回収量と比較できるようにするため、点検及び整備に係る記録を第一種特定製品を廃棄してから3年間保存するよう義務付けること。

・ 第一種特定製品の管理者にとって使用時及び廃棄時のフロン類の排出抑制にインセンティブが生じるよう、経済的な支援策を講じること。

- ・ 平成 27 年度に環境省が調査した結果では、事業活動量の大きい事業者(管理者)であっても法の 認知が全体の約7割であった。このことから事業者の多くが法の規制を理解しないままフロン類を漏 えいしている可能性が高いと考える。国は事業者向けのみならず、広く一般国民に対して法令周知を 行い、フロン類の適正管理の意識を醸成することが望まれる。
- ・ フロン類の廃棄時回収率は、平成28年度で約39%といまだ低迷している。

そこで、本県では建設リサイクル法に基づく全国一斉パトロールの際、解体工事現場へフロン排出抑制法の所管部局が合同で立入検査を行うなど建設リサイクル法所管部局と連携を図っているところである。

しかし、廃棄される機械設備に入っているフロン類は解体工事の開始前に回収されるため、フロン 類が適切に回収されたかどうかをパトロールによって発見することは困難である。

・ 管理者には、一定規模以上の第一種特定製品について定期点検の実施が義務付けられている。定期 点検は十分な知見を有する者が行う必要があるため、管理者はこれらの者に外部委託せざるをえず、 経済的負担が増加している。また、低迷する廃棄時回収率向上に向けて、廃棄時における規制を強化 するに当たっては、管理者に回収を促すようなインセンティブも必要と考えられる。

6 アスベスト対策に係る支援の充実

【国土交通省】

◆提案・要望

社会資本整備総合交付金について、アスベスト含有調査等に関する事業及び除去等に関する事業の期限を撤回すること。

また、アスベスト含有調査の交付対象でありながらアスベスト除去等の交付対象となっていない アスベスト材料をアスベスト除去等の交付対象とすること。

「具体的内容】

- ・ アスベスト対策に係る国の社会資本整備総合交付金(住宅・建築物アスベスト改修事業)について、 含有調査等及び除去等に関する事業が平成32年度末までと定められた期限を撤回すること。
- ・ アスベスト含有調査の交付対象でありながらアスベスト除去等の交付対象となっていないアスベスト材料 (吹付バーミキュライト、吹付パーライト等) をアスベスト除去等の交付対象とすること。

- ・ 現在では建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは禁止されているが、 過去に建てられた建築物においては、吹付け材にアスベストが含まれている建築物があり、露出した ままで放置しているとアスベストが飛散するおそれがある。
- ・ 吹付け材が露出している建築物については、含有調査を実施し、アスベストの飛散のおそれがある場合には、除去するなど早急に対策工事を行う必要がある。
- ・ アスベスト対策に係る国の社会資本整備総合交付金のうち含有調査等にあっては、平成29年度末までに着手したものを対象としていたが、業界団体等の参加する連絡会議を設置していることなどを条件に平成32年度末までに着手したものを対象とする延期がされた。
- ・ しかしながら、含有調査等及び除去等ともに平成32年度末までに着手したものとする期限が定められており、依然として対策継続上の課題となっている。
- ・ また、アスベスト材料 (吹付バーミキュライト、吹付パーライト等) は、含有調査の対象でありな がら除去等の交付対象となっていない。
- ・ 吹付バーミキュライト、吹付パーライト等についても、劣化すると飛散のおそれがあるため、対策 が必要である。

■資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

【経済産業省、国土交通省、環境省】

県担当課: 産業廃棄物指導課、資源循環推進課

建設管理課、水道管理課

真に豊かな県民生活と活力に満ちた生産・経済活動を支えるためには、環境と経済が好循環する 持続可能な循環型社会を構築することが不可欠である。そのためには、廃棄物の発生を抑制し、そ れでも排出された循環資源を再使用、再生利用するなど循環的な利用に努め、利用ができないもの について適正処理する必要がある。

また、浄水場で排出される浄水発生土について、従前は園芸用土等として再利用していたが、福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が含まれているため、処分や再利用が思うように進まない状況である。このため、処分や再利用を進めるための実効性のある方策が急務となっている。

1 放射性物質を含む浄水発生土の再利用の推進

【国土交通省、環境省】

◆提案·要望

浄水場で排出される放射性物質を含む浄水発生土について、放射性物質汚染対処特措法 (* 1)、廃掃法 (* 2) 及び考え方 (* 3) に沿った処分・再利用が現実的に進んでいない。

考え方に基づき、検出される放射性セシウムの濃度によっては、園芸用土等への再利用が可能となっているが、国民の安全性に対する懸念から従前どおりの再利用は困難な状況である。このため、安全性について国民に広く周知を図るとともに、住民の放射線に対する不安を取り除き、理解を得ること。

さらに、放射性物質濃度を低減させる技術の開発の継続、新たな再利用方法の研究など浄水発生 土の処分・再利用を進めるためのより実効性のある具体的な方策を早急に示すこと。

- (*1) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により 放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法
- (*2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (*3) 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故により、浄水発生土から放射性物質が検出されている。
- 考え方により、放射性物質が検出された浄水発生土の処分・再利用についての基準が示された。
- ・ また、放射性物質汚染対処特措法により、放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下である浄水発生土の処分については、廃掃法に沿った取扱いを行うことが示された。
- ・ さらに、平成25年3月13日厚生労働省健康局長通知により、浄水発生土の園芸用土やグラウンド土への有効利用に関する基準も示された。
- ・ これらにより、検出される放射性セシウムの濃度によっては、園芸用土やグラウンド土への有効利 用やセメント原料等への再利用が可能となっている。
- ・ しかしながら、国民の安全性に対する懸念から従前どおりの有効利用は困難な状況であり、セメント原料としての再利用を余儀なくされ、多額の費用を必要としている。

- ・ 事故以前は全量を園芸用土やグラウンド土へ有効利用していたが、実際は基準を下回っても利用できない状況にある。
- ・ また、事故当初に発生した高濃度の放射性物質を含む浄水発生土については、保管を余儀なくされている。
- ・ このため、安全性について国民に広く周知を図るとともに、住民の放射線に対する不安を取り除き、 理解を得ることが課題となっている。

【保管を余儀なくされている浄水発生土】(H30.3月末現在) 浄水場での保管を余儀なくされている浄水発生土 約52,000トン

2 廃棄物の発生抑制・再使用の促進

【経済産業省、環境省】

◆提案·要望

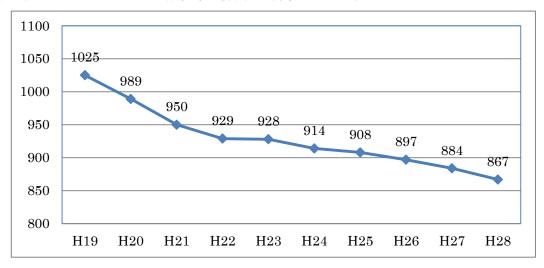
循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、拡大生産者責任の徹底や太陽光発電モジュールの適正処理・リサイクルを確実にするため、特定家庭用機器再商品化法等の法令を改正するとともに、関連制度を整備すること。また、再使用することができるリターナブル容器の普及促進を図ること。

[具体的内容]

- ・ 再商品化等料金を商品購入時に支払う制度について検討するなど、製造事業者等によるリデュース (環境配慮設計、原材料の省資源化、軽量化等)の取組を促進するため、特定家庭用機器再商品化法、 容器包装リサイクル法等の法令を改正し、拡大生産者責任を徹底すること。
- ・ 太陽光発電モジュールに含まれる有害物質を確実に回収・適正処理するため、デポジット制度など 廃棄後の回収と発生抑制・再使用・再生利用を製造販売業者が実施するための制度を検討すること。
- ・ 企業によるリターナブル容器の利用促進のための工夫(リターナブル容器規格の統一化、回収インフラの整備等)の検討など、リターナブル容器の普及促進を図ること。また、飲料用容器について全国的なデポジット制度の導入を検討すること。

◆現状・課題

・ リデュース・リユースの指標である本県の1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、平成18年度以 降減少しているが、近年減少量は横ばい傾向にある。 ○埼玉県の1人1日当たりの一般廃棄物排出量(単位:グラム)



・ 平成25年5月31日に閣議決定された「第三次循環型社会形成基本計画」において、取り組むべき課題の1番目に「2R(リデュース:発生抑制・リユース:再使用)の取組がより進む社会経済システムの構築」が掲げられている。

3 PCB廃棄物の適正処理の推進

【経済産業省、環境省】

◆提案·要望

全てのPCB廃棄物保管事業者(使用中のPCB含有機器を所有する事業者を含む)に対して、 期限内に確実かつ適正に処理するよう効果的な広報を早急に実施すること。

[具体的内容]

・ 経済産業省が保有するPCB電気工作物データ等を活用し、使用中の事業者に対して平成39年3月の処理期限を見据えたPCB含有機器の使用中止及び処理方法を周知すること。また、関係省庁と連携し、包括的かつ様々な事業者の目に触れやすい媒体による広報を国として早急に実施すること。

- ・ PCB (ポリ塩化ビフェニル) は、絶縁性に優れた性質を持つことから、変圧器やコンデンサーなどの電気機器の絶縁油等に使用されてきたが、昭和43年に発生した「カネミ油症」事件を契機に、有害であることが判明した。
- ・ 昭和47年から製造や輸入、新たな使用が禁止されており、法令で定める期間内での処分が義務付けられている。
- ・ 一般の民間会社、オフィスビル、鉄道事業者、学校、公共施設等で保管されているPCB廃棄物については、平成39年3月末までに確実に処分しなければならない。中でも、高濃度PCB廃棄物(PCB濃度5,000mg/kg超のもの)の変圧器・コンデンサー等の処理委託期限は平成34年3月末、安定器・汚染物等については平成35年3月末となっている。
- ・ 県内に保管されている高濃度の変圧器・コンデンサーは、平成27年度から中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)東京事業所で本格処理が開始された。高濃度の安定器等については平成29年度からJESCO北海道事業所で本格処理が開始されており、処理体制が整いつつある。
- ・ 低濃度PCB廃棄物 (PCB濃度5,000mg/kg以下のもの) は、環境大臣認定の施設である無害化処

理認定施設等が処分先となり、平成30年1月18日現在で全国に41施設ある。

- ・ 平成28年5月に改正されたPCB特別措置法では、同法に基づく届出がなされていない高濃度PCB廃棄物等について、都道府県等による事業者に対する報告徴収や立入検査の権限が強化され、さらに、改善命令を受けた保管事業者が処分しない場合、PCB保管事業者が不明である場合には、都道府県等は高濃度PCB廃棄物の処分に係る行政代執行を行うことができることになった。
- ・ 県内のPCB廃棄物の未処理の保管台数(使用中の機器も含む)は、変圧器が約6.7万台、コンデン サーが約5.7万台、蛍光灯安定器が約13.1万台と推計されており、これらのPCB廃棄物を期限内に適 正処分するため、県では保管事業者の掘り起こしや、定期的な立入検査による事業者指導を実施して いる。
- ・ また、産業廃棄物排出事業者を対象とした講習会の開催、広報紙への掲載、パンフレットの作成等によりPCB廃棄物の期限内の適正処理について周知を図っている。
- ・ しかし、既存の広報・周知方法ではカバーしきれない事業者も相当数存在している。

4 原状回復基金の増額及び対象の拡大

【環境省】

◆提案·要望

不適正処理事案の是正を推進するため基金を増額すること。また、廃棄物処理法に基づく行政代 執行事案以外のものであっても、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案であれ ば、基金による支援の対象とすること。

[具体的内容]

原状回復等廃棄物の適正処理を推進するため、原状回復基金の増額及び対象の拡大を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 原因者が行方不明または資力不足等により、廃棄物が放置されている事案が多い。
- ・ このため、やむを得ず撤去等の回復に取り組む都道府県にとっては、その経費が大きな財政負担と なっている。

◆参考(原状回復基金の概要)

- ・ 支援対象は、平成10年6月17日(基金制度の発足)以降に発生したもので、行政代執行が実施され た事案。
- ・ 支援する資金の範囲は、支障除去費用の7/10以内で、最小額200万円以上
- 平成28年度末残高 約14.9億円
- ・ 最近の実績

平成19年度3件、平成20年度2件、平成21年度3件、平成22年度2件、 平成23年度2件、平成24年度5件、平成25年度7件、平成26年度3件 平成27年度4件、平成28年度4件

・ 本県の実績(支援を受けた実績)

平成15~16年度 スタンドサービス㈱ 129,025,000円 (廃油) 平成18年度 ニコー㈱ 8,985,000円 (硫酸ピッチ)

5 原状回復のための新たな資金確保制度の創設

【環境省】

◆提案・要望

行為者が行方不明や資金不足となった場合に備えて、原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

[具体的内容]

・ 原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

◆現状・課題

- ・ 廃棄物の放置等の不適正処理は、原因者がその原状回復を行うことが原則である。
- ・ しかし、不適正処理を行う処理業者は経営基盤が脆弱で、倒産や資力不足のため廃棄物が放置される事案が多い。

◆参考(宅建業者の現状)

- ・ 営業保証金 本店 1,000万円 従たる営業所 500万円 (直接供託の場合)
- ・ 保証協会へ加入の場合 本店 60万円 従たる営業所 30万円 (協会が会員に代わって本店1,000万円・従たる営業所を有する場合は店舗ごとに500万円を追加して弁済保証する。)

6 産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設

【環境省】

◆提案·要望

産業廃棄物処理施設の設置許可の基準について一層の明確化を図るとともに、環境保全が必要な水源地等への立地規制など地域の実情に応じた産業廃棄物処理施設の立地規制を行うことができるよう法整備を行うこと。

[具体的内容]

・ 水源地等の地域は水環境の保全が求められることから、これらの地域に近接した場所への産業廃棄 物処理施設の立地を規制する許可基準を創設すること。

◆現状・課題

・ 産業廃棄物処理施設の設置に当たって、許可基準として立地を規制する明確な法令の定めがなく、 水源地等に近接していても、許可要件に合致した場合には裁量の余地なく許可せざるを得ない。

7 土砂の適正管理のための法制度の整備

【国土交通省、環境省】

◆提案・要望

土砂の排出、堆積に関する不適正な事例に対して必要な規制を行うことができるよう法整備を行うこと。

[具体的内容]

- ・ 建設発生土を発生地から搬出する場合、あらかじめ処理計画を作成して行政庁に届出することを義務付けるなど、建設発生土の発生者側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組みを設けること。
- ・ 建設発生土の搬入・埋立て等の行為については、許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可 基準を定めること。
- ・ 不適正な処理を行った者に対する罰則規定(法人重課を含む。)を定めること。
- ・ 不適正な処理が行われている行為地について、迅速に行為の停止や改善を求めるため、強制力を伴う立入調査等の必要な権限に関する規定など、法の実効性を担保する規定を設けること。

- ・ 土砂の堆積等の行為を直接規制する法令が無いため、土砂が大量に山積みされるなど、不適正な事 例が見受けられる。
- ・ そのため、本県では平成15年2月から「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を定め、 建設発生土等の排出段階から規制を行っている。
- ・ しかし、県域を越え広域的に土砂が流通した場合には、発生元の自治体と処分先の自治体で個別の 制度を運用しているため、効果的な対策を講じるには限界がある。

8 石綿含有廃棄物の再生砕石への混入防止対策の推進

【国土交通省、環境省】

◆提案·要望

石綿含有廃棄物の再生砕石への混入を防止するため、建築物その他工作物の解体工事における石綿含有廃棄物の分別排出を徹底させるよう、抜本的な法整備を行うこと。

- 敷設された再生砕石中から、石綿含有廃棄物が発見される事例が発生している。
- ・ 混入の原因として、解体工事現場で石綿含有廃棄物が十分に分別されず、コンクリート塊の破砕施設に搬入される実態がある。
- ・ 石綿含有建材の取扱いは、建築物その他工作物の分別解体、建設廃棄物としての適正処理の各段階において、建設リサイクル法、廃棄物処理法等の関係法令により規定されているが、依然としてがれき類や下ごみ等への石綿含有建材の混入が懸念される状況にあり、当該混入の防止を徹底するためには現行の法制度では限界がある。
- ・ 破砕施設においても原料の受入れに当たり、十分な確認を行うことは当然であるが、根本的な対策 として、解体段階での分別排出を徹底する必要がある。
- 建設資材のリサイクルを今後も促進していくため、再生砕石の信頼性を確保することが急務である。

■みどりの保全と再生

【財務省、農林水産省、林野庁、国土交通省】

県担当課:みどり自然課、森づくり課

本県は首都圏に位置しながら、うるおいのある豊かな緑に恵まれている。しかし、都市化の進展などにより、身近な緑が年々減少している。こうした緑地が持つ公益的機能を十分に活かし、自然と共生した快適な生活環境を確保していくため、緑地の保全を図ることが重要な課題となっている。

1 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充

【財務省、国土交通省】

◆提案·要望

平地林などの緑地を保全するため、相続税課税評価の軽減及び納税猶予制度の創設、公有地化に対する財政支援の拡充、公有地化に係る譲渡所得特別控除額の引上げ、並びに相続税として納付された緑地を地方公共団体が保全できる制度の創設を行うこと。

[具体的内容]

- ・ 平地林の相続の際も農地と同様に、平地林として維持することで相続税の納税を猶予し、免除する 制度を創設すること。
- ・ 地方公共団体の条例に基づく指定緑地においても、特別緑地保全地区内の山林と同様に相続税課税 評価が軽減される制度を創設すること。
- ・ 平成24年度から特別緑地保全地区の指定権限が市町村に移譲されるなど、緑地の保全に関わる地方 公共団体の役割はますます大きくなっていることから、地方公共団体が保全のため公有地化する費用 について、国庫補助率の引上げを図ること。
- ・ 緑地の公有地化に係る譲渡所得特別控除額を、道路など公共事業と同様に土地収用法対象事業並み の5,000万円に引き上げること。
- ・ 相続で物納された平地林は、公売により第三者が購入した場合、平地林として保全されず開発されてしまうことがほとんどである。地方公共団体への無償貸付など物納された平地林を保全するための制度を創設すること。

- ・ 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因の一つとなっており、緑地減少の大きな要因となっている。
- ・ 貴重な緑地の保全を図るために、地方公共団体では公有地化に努めているが、厳しい財政状況の中で公有地化が進まない状況にある。
- ・ 相続税として物納された平地林は、地方公共団体が緑地として保全の必要性を認識していても、厳 しい財政状況の中で買取りによる対応ができず、公売、開発されてしまう。このため、物納された貴 重な平地林について地方公共団体が保全できる仕組みが必要である。

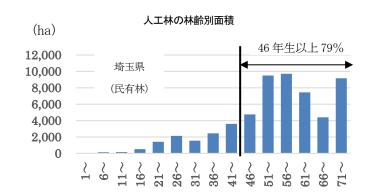
2 森林整備に対する安定的な財源確保

【農林水産省、林野庁】

◆提案・要望

森林の循環利用による地球温暖化防止への貢献等、森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備に対する財源を安定的に確保すること。

- ・ 戦後植栽された人工林は木材価格の低迷などにより皆伐・再造林が進んでおらず、本県では46年生 以上の森林が約8割となるなど、全国的に「森林の少子高齢化」が進んでいる。
- ・ 皆伐・再造林による森林の循環利用が促進されれば森林が持つ二酸化炭素の吸収能力が向上するほか、林業生産の活発化による雇用創出、木質バイオマスの活用等が図られ、山間地域の活性化が期待できる。
- ・ また、人工林を健全に育成し、森林が持つ公益的機能を維持発揮させるためには、間伐等の森林整備を適切に実施する必要がある。
- ・ しかし、再造林や間伐などの森林整備における国の予算は十分な規模とはなっておらず、本県の森 林整備に支障をきたしている。
- ・ 平成27年12月に京都議定書に代わる新たな地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」が国 連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) において採択され、森林については引き続き二酸化 炭素吸収源としての保全・強化に取り組むべきとされた。
- ・ 平成29年度与党税制改正大綱においては、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得る。」と明記された。
- ・ 平成29年7月28日に合意された全国知事会の「地方税財源の確保・充実等に関する提言」において、 新たな森林整備等の業務に係る都道府県及び市町村の役割分担を明確化することや、森林環境税(仮 称)について、その税収の全額を地方団体に配分するとともに、都道府県及び市町村の新たな役割分 担に応じて配分するなど、都道府県に対する税財源の確保について適切な措置を講ずるべき等の意見 が示されている。
- ・ 平成30年度税制改正の大綱(平成29年12月22日閣議決定)において、森林環境税(仮称)及び森林 環境譲与税(仮称)を平成31年度税制改正において創設することとされた。



1年当りのおおよその炭素吸収量

			(単位: トン/ha・年)			
		20年生	40年生	60年生	80年生 前後	
L		前後	前後	前後		
	スギ	3. 3	2. 3	1.1	0.8	
	ヒノキ	3. 1	2	1. 1	0.3	
	天然林 広葉樹	1.4	1	0.3	0. 1	

出典:(独)森林総合研究所温暖化対応推進拠点

■川の再生

【国土交通省、環境省】

県担当課:水環境課、都市計画課

本県は、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を実現するために、 川の再生に取り組んでいる。県内の一部の都市河川等については、生活排水の適正な処理による一 層の水質改善が必要な状況にある。

1 浄化槽の整備事業に対する支援の充実

【環境省】

◆提案·要望

生活排水対策を推進するため、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に係る助成を拡充するなど、浄化槽の整備事業に対する支援の充実を図ること。

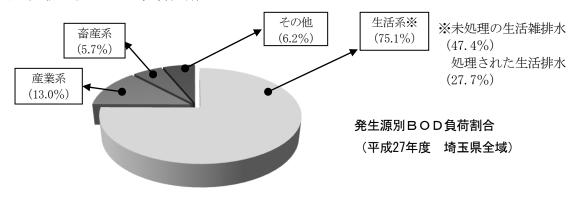
[具体的内容]

- ・ 汚水処理施設の早期概成に向け、市町村の要望に十分対応できるよう、循環型社会形成推進交付金に必要な財源を確保すること。
- ・ 浄化槽設置に係る公私負担割合の見直しを行うほか、配管工事など付帯工事への補助による個人負担の大幅な軽減を図ること。

◆現状・課題

- ・ 河川の汚濁原因の約7割を生活排水が占めることから、生活排水対策の推進が急務となっている。
- ・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、河川への汚濁負荷削減に有効であるが、個人の費用負担が大きいことや水洗化の利便性を既に手に入れていることなどの理由から、なかなか進まない 状況にある。
- ・ 平成26年1月、国において汚水処理施設の早期概成を柱とする「持続的な汚水処理システム構築に 向けた都道府県構想策定マニュアル」が策定されたことを受け、平成28年10月、埼玉県生活排水処理 施設整備構想を改定した。
- ・ 平成37年度までに生活排水処理人口普及率100%を達成するためには、浄化槽の整備が重要である。
- ・ 合併処理浄化槽への転換を促進するため、浄化槽の整備を行う市町村に対し県が補助金を交付しているが、国庫交付金の交付を事業実施の要件とする市町村も多く、国による財政的支援の更なる充実が必要である。

◆参考(発生源別BOD負荷割合)



2 下水道の整備に対する財政支援の拡充

【国土交通省】

◆提案・要望

汚水処理の早期概成を進める市町村を支援するため、下水道整備推進重点化事業の要件を緩和し 財政支援の拡充を図ること。

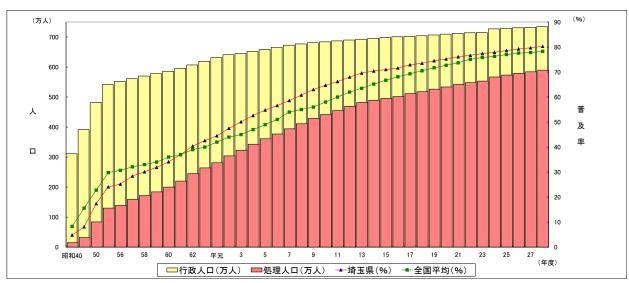
[具体的内容]

- ・ 汚水処理の未普及を解消するためには公共下水道の整備促進が重要である。
- ・ 汚水処理の早期概成を進めるため、下水道整備推進重点化事業の採択基準である一人当たりの下水 道整備費用に掛かる要件を緩和し、財政支援の拡充を図ること。

◆現状・課題

- ・ 本県の下水道普及率は全国平均を上回っているものの、普及率が低迷している市町村も存在している。
- ・ 国において平成26年1月に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」が 策定され、今後10年程度を目途に汚水処理の概成を求めている。
- ・ 国は、平成38年末までに汚水処理施設の概成を目指すアクションプラン策定を求めた。
- 未普及解消には交付金の活用が不可欠だが、市町村の所要額が確保できていない。
- ・ 平成27年度から国は下水道整備推進重点化事業により重点配分事業として未普及解消を支援して いるが、採択要件が厳しく、本県では活用できていない。

○下水道普及率の推移



年度 (末)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
埼玉県(%)	73. 5	74. 5	75. 2	76. 1	76. 7	77.4	77. 9	78.6	79. 2	79. 7	80.3
全国平均(%)	70.5	71. 7	72. 7	73. 7	75. 1	75.8	76. 3	77.0	77.6	77.8	78. 3
全国順位(位)	10	12	12	12	11	12	13	13	13	13	13

○普及率の低い市町村

美里町:7.1% 神川町:13.0% 上里町:15.0% 寄居町23.9% 吉見町:23.9%

3 下水道を接続する生活保護世帯等に対する財政支援の拡充

【国土交通省】

◆提案・要望

下水道への接続率を向上させることは、下水道事業の経営安定化のみならず河川等の水質改善を進める上からも重要である。接続率の向上を図るために生活保護世帯等に市町村が行っている排水設備整備の助成制度等に対して、国による財政支援の拡充を図ること。

[具体的内容]

・ 市町村が生活保護世帯等に行っている排水設備工事の助成制度等の取組については、下水道整備が 完了している区域では、社会資本総合整備計画で効果促進事業に位置付けることが困難であり、交付 金の対象とならない。そのため、下水道への接続率の向上を図るため、未接続の生活保護世帯等に対 する財政支援制度を創設すること。

- ・ 生活保護世帯への水洗化工事に伴う排水設備の工事に対する補助として「下水道水環境保全効果向 上推進費補助金」制度があったが、平成22年4月1日付で廃止された。
- ・ また、社会資本整備総合交付金制度への移行に伴い、社会資本総合整備計画の基幹事業に伴う効果 促進事業に位置付ければ、交付できるとされている。
- ・ 既に下水道の整備が完了している地域の生活保護受給者や高齢者、年金受給者などの接続が金銭面において課題となっている。